

政令第三百五十七号

国家公務員退職手当法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第八条第一項、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第二百二十四条の二第一項及び地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第四百十二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第一条 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の四に次の五号を加える。

九十八 株式会社産業革新機構

九十九 株式会社農林漁業成長産業化支援機構

百 株式会社地域経済活性化支援機構

百一 株式会社民間資金等活用事業推進機構

百二 株式会社海外需要開拓支援機構

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第二条 国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第二項に次の五号を加える。

百八 株式会社産業革新機構

百九 株式会社農林漁業成長産業化支援機構

百十 株式会社地域経済活性化支援機構

百十一 株式会社民間資金等活用事業推進機構

百十二 株式会社海外需要開拓支援機構

(地方公務員等共済組合法施行令の一部改正)

第三条 地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第六項第五号中「旧空港周辺整備機構を含む。」の下に「、株式会社地域経済活性化支援

機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構」を、「地方公共団体金融機構」の下に「、株式会社農林漁

業成長産業化支援機構、株式会社産業革新機構、株式会社海外需要開拓支援機構」を加える。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

国家公務員が役員として出向した期間が退職手当の算定の基礎となる在職期間及び退職共済年金の算定の基礎となる組合員期間に通算されることとなる法人について、対象を追加する必要があるからである。